

○知内町教育委員会傍聴人規則

昭和31年10月1日

教委規則第2号

改正 平成28年3月31日教委規則第2号

(傍聴の届出)

第1条 知内町教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所、職業その他教育長の必要と認める事項を告げて、教育長の許可を受けなければならない。

(傍聴の禁止)

第2条 次の各号の一に該当する者は、傍聴を許さない。

- (1) 精神に異常があると認められる者
- (2) めいていしていると認められる者
- (3) 会議の妨害となると認められる者
- (4) 前各号のほか、教育長において傍聴を不適任と認める者

(傍聴人の守則)

第3条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙すること。
- (5) 帽子をかぶること。
- (6) 前各号のほか、会議の妨害となるような挙動を行うこと。

(退場命令)

第4条 傍聴人は、教育長が傍聴を禁じたとき又は傍聴人の退場を命じたときに、速かに退場しなければならない。

(その他)

第5条 前各号のほか、傍聴人は教育長の指示に従わなければならない。

附 則

- 1 この規則は、昭和31年10月1日から施行する。
- 2 知内村教育委員会傍聴人規則（昭和27年教育委員会規則第2号）は、廃止する。

附 則（平成28年教委規則第2号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。